

## 新型コロナウイルス感染症に伴う通学定期券及び通学学期定期券の取扱いについて

新型コロナウイルスによる感染防止を事由とする通学定期券及び通学学期定期券の払戻しについて、下記のとおり対応いたします。

### ■対象の定期券

休校となった小学校、中学校、高等学校及びこれに相当する学校（特別支援学校・専修学校の高等課程等）の児童・生徒の通学定期券及び通学学期定期券

### ■払戻方法

運送約款第 26 条の規定に基づく旅客都合の払戻しとして取り扱います。

#### ＜払戻計算式＞

・（払戻額）＝（発売額）－（片道基準運賃）×2 回（往復分）×（経過日数）－520 円（払戻手数料）

ただし、払戻しの申出日（来所日）にかかわらず、2020 年 2 月 28 日（金）以降の通学先の学校の「最終登校日」を「最終使用日」とみなして払戻計算を行います。

〔例〕2020 年 3 月 2 日（月）から休校の場合、2020 年 2 月 28 日（金）を最終使用日として計算します。

2020 年 3 月 3 日（火）から休校の場合、2020 年 3 月 2 日（月）を最終使用日として計算します。

### ■ご注意事項

- ・払戻計算のうえ、所定の手数料を差し引いた結果、払戻額が無い場合もございますので、予めご了承ください。
- ・最終登校日以降、払戻し以外の目的で定期券を 1 度でもご利用いただいた場合、通常の払戻対応（来所日までの経過日数で計算）となります。
- ・払戻しの際には証明書（定期券名義ご本人の公的証明証（学生証、保険証等））をご用意ください。
- ・大学（短大・専門学校等含む）に通学定期券・通学学期定期券にて通学されている方、通勤定期券をご利用されている方は対象外となります。

#### ○払戻しシミュレーション①

・スクールパス 310 の 3 学期定期券をお持ちで、2/28 が最終登校日の場合  
 $20,590 \text{ 円} - ((260 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} \times 52 \text{ 日}) + 520 \text{ 円}) = -6,970 \text{ 円}$   
（発売額）（基準運賃）（往復分）（経過日数）（払戻手数料）

→払戻計算の結果、発売額を超える場合、払戻しはございません。

※スクールパス 310 基準運賃＝260 円 / 経過日数＝1/8～2/28 で計算

#### ○払戻しシミュレーション②

・通学定期券（220 円区間／有効期間 2/15～3/14 まで）をお持ちで、3/2 が最終登校日の場合  
 $8,180 \text{ 円} - ((220 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} \times 17 \text{ 日}) + 520 \text{ 円}) = 180 \text{ 円}$   
（発売額）（基準運賃）（往復分）（経過日数）（払戻手数料）

→払戻計算の結果、180 円の払戻しとなります。

※片道基準運賃は、[通学定期券運賃表](#)、[スクールパス運賃表](#)をご参照ください。